## 令和7年度委託訓練業務評価基準(長期高度人材育成コース(介護福祉士))

NO	項目	細目	細目配点	配点
1	訓練実施に伴う運営体制及び指導体制	個人情報管理、安全衛 生管理	6. 3	17. 3
		講師体制及び就職支 援担当者の経歴、資格 等	11. 0	
2	訓練実施のための施設・設備	教室、実習室、保健室、 学生ホール、トイレ等	13. 4	13. 4
3	就職支援体制	訓練生への就職支援 の実施内容等	11. 0	11.0
4	訓練內容	関連科目時間数	15. 8	15.8
5	教育訓練機関としての実績	財務諸表分析	4. 7	29. 9
	AND INTERNAL CONTROL OF THE PROPERTY OF THE PR	実績(就職率、入校率)	25. 2	20.0
6	委託費		12. 6	12.6
	合 計		100. 0	100.0

- ※ 次のいずれかに該当する場合、失格とする。
  - ・公募型プロポーザル参加資格に適合しないことが判明した場合
  - ・提案内容が、仕様書で定める要件を満たしていない場合
  - ・上記評価基準に基づく評価値が 100 分の 60 未満の者

## 令和7年度委託訓練業務評価基準(長期高度人材育成コース(IT・ビジネス))

NO	項目	細目	細目配点	配点
1	訓練実施に伴う運営体制及び指導体制	個人情報管理、安全衛 生管理	6. 1	16. 7
		講師体制及び就職支援担当者の経歴、資格等	10. 6	
2	訓練実施のための施設・設備	教室、実習室、保健室、 学生ホール、トイレ等	17. 4	26. 5
		<ul><li>備品(パソコン、ソフト、その他必要な備品等)</li></ul>	9. 1	
3	就職支援体制	訓練生への就職支援 の実施内容等	10. 6	10. 6
4	訓練內容	関連科目時間数	5. 3	5. 3
5	教育訓練機関としての実績	財務諸表分析	4.6	28. 8
		実績(就職率、入校率)	24. 2	2010
6	委託費		12. 1	12. 1
	合 計		100. 0	100.0

- ※ 次のいずれかに該当する場合、失格とする。
  - ・公募型プロポーザル参加資格に適合しないことが判明した場合
  - ・提案内容が、仕様書で定める要件を満たしていない場合
  - ・上記評価基準に基づく評価値が 100 分の 60 未満の者

令和7年度委託訓練業務評価基準(知識等習得コース3か月(IT・CAD・事務・サービス等分野)・知識等習得コース4か月)

NO	項目	細目	細目配点	配点
1	訓練実施に伴う運営体制及び指導体制	個人情報管理、安全衛生管理	5. 1	22. 5
		講師体制及び就職支援担当者の経歴、資格等	17. 4	
2	訓練実施のための施設・設備	施設 (交通の便、教室、 実習場、トイレ等)	18. 2	
		<ul><li>備品(パソコン、ソフト、その他必要な備品等)</li></ul>	7. 7	25. 9
3	就職支援体制、実績(就職率等)	訓練生への就職支援 の実施内容等	3. 9	18. 1
		実績(就職率、入校率)	14. 2	10. 1
4	訓練内容	ニーズ、科目の設定、 新規性、多様性、地域 性、取得可能資格、教 材等	29. 6	29. 6
5	委託費		3. 9	3. 9
	合 計		100.0	100.0

- ※ 次のいずれかに該当する場合、失格とする。
  - ・公募型プロポーザル参加資格に適合しないことが判明した場合
  - ・提案内容が、仕様書で定める要件を満たしていない場合
  - ・上記評価基準に基づく評価値が 100 分の 60 未満の者

## 令和7年度委託訓練業務評価基準(知識等習得コース6か月)

NO	項目	細目	細目配点	配点
1	訓練実施に伴う運営体制及び指導体制	個人情報管理、安全衛生管理	5.8	17. 5
		講師体制及び就職支援担当者の経歴、資格等	11. 7	
		施設 (交通の便、教室、 実習場、トイレ等)	19. 9	
2	訓練実施のための施設・設備	<ul><li>備品(パソコン、ソフト、その他必要な備品等)</li></ul>	1. 3	21. 2
3	就職支援体制、実績(就職率等)	訓練生への就職支援 の実施内容等	4. 4	20. 4
		実績(就職率、入校率)	16. 0	20.4
4	訓練內容	ニーズ、科目の設定、 新規性、多様性、地域 性、取得可能資格、教 材等	36. 5	36. 5
5	委託費		4. 4	4. 4
	合 計		100. 0	100.0

- ※ 次のいずれかに該当する場合、失格とする。
  - ・公募型プロポーザル参加資格に適合しないことが判明した場合
  - ・提案内容が、仕様書で定める要件を満たしていない場合
  - ・上記評価基準に基づく評価値が 100 分の 60 未満の者